

## 検討を要する住宅改修の種類について

## 1. 段差の解消

### ○目的とする住宅改修の内容

- ・車いすでの移動目的の段差解消でスロープを設置することができない場合（屋内1階から2階の移動、段差が急でスロープが急になってしまうなど）

### ○状態・症状等

- ・屋内・屋外で車いすを利用する場合

### ○具体的な改修工事の内容

- ・電動リフトなどを使い段差を解消とする工事は、給付対象とすべき。

### ○その他

- ・特筆なし。

### <論点>

- |                               |
|-------------------------------|
| ・持ち家の居住者と借家の居住者の受益の均衡をどう考えるか。 |
|-------------------------------|

## 2. その他①

### ○目的とする住宅改修の内容

- ・住宅周辺の段差解消や手すりの取り付けは、玄関から道路までの通路等と定められており、家の周囲を移動するための工事は想定されていない。しかしながら、住宅周辺に飛び石があるなどして、そこを通らなければ洗濯物を干したり、庭いじりをしたりできない場合がある。また、農家で、住宅とは別に屋外トイレがある場合、その便器の洋式化や手すりの設置、段差解消について、判断に苦慮している。敷地内の住宅周辺の住宅改修についても、対象範囲となれば、被保険者の自立支援につながる。

### ○状態・症状等

- ・歩行などが不安定で一部介護が必要な場合があるが、敷地内の住宅の周辺の住宅改修により、屋外へ出る機会が増え、洗濯物を干すことや庭いじりなどの日常生活を行える状況。

### ○具体的な改修工事の内容

- ・敷地内の住宅周辺についても、住宅改修の対象範囲として明確化するべき。

### ○その他

- ・住宅改修の対象範囲に、敷地内の住宅周辺を追加すること。
- ・本町では、住宅改修の申請時に、ケアマネジャーより被保険者の生活状況や工事の必要性を聞き取っている。住宅周辺の住宅改修については、日常生活の生活動線上であり、被保険者が在宅で自分らしく暮らし続けるには不可欠というケアマネジャーからの要望が多い。

**<論点>**

・持ち家の居住者と借家の居住者の受益の均衡をどう考えるか。

**3. その他②**

**○目的とする住宅改修の内容**

・車いすを使用時に通路が狭く移動や転回が出来ない場合

**○状態・症状等**

・屋内・屋外で車いす利用者

**○具体的な改修工事の内容**

・車いすの転回スペースを作る工事や廊下などの通路の拡張する工事を支給対象をすべき

**○その他**

・通路面の拡張

**<論点>**

・躯体の工事に係わる大規模な工事が想定されることをどう考えるか。

**4. その他③**

**○目的とする住宅改修の内容**

・水道蛇口を、レバー式等の力が必要なく扱いやすいタイプの蛇口に取替えた場合。

**○状態・症状等**

・筋力低下等により水道蛇口をひねることができない場合。

**○具体的な改修工事の内容**

・水道蛇口を扱いやすくする取替え工事は支給対象とすべき。

**○その他**

・水道蛇口取替え

・以前、被保険者家族から上記内容の要望あり。

**<論点>**

・市販の簡易ノブを装着することで対応可能ではないか。